

平成 25 年度税制改正に関する意見

平成 24 年 7 月 19 日
日本商工会議所

基本的な考え方

(経済の縮小に歯止めをかけ、将来への明るい展望を描ける政策の実行を)

超円高、欧州金融不安や資源価格の高止まり等の海外要因に加え、国内においては、長期に亘るデフレ、進まぬ震災復興、高い法人税、電力不足、地域の疲弊等に直面し、日本経済は縮小の一途を辿っている。企業や国民は将来の見通しが立たず、日本経済への自信と期待が揺らぎ、設備投資や消費を冷え込ませている。デフレからの脱却を図り、経済の縮小に歯止めをかけるとともに、少子高齢・人口減少社会を克服し、企業と国民が将来への明るい展望を描けるよう、経済の活力強化に軸足を置いた政策が強く求められている。

(日本再生に向け、まずは経済・社会基盤の再構築を)

危機的段階にある日本経済の再生のためには、まずは、超円高の是正や、電力不足問題の解決、社会保障制度改革の断行等の経済・社会基盤の再構築が不可欠である。特に、社会保障制度は、社会を安定化させ、経済の活力を強化する土台である。持続可能な社会保障制度の構築に向けて、徹底した給付の重点化・効率化を行うとともに、税と保険料と自己負担、給付と負担のバランスのとれた改革を進める必要がある。また、消費税引上げ等痛みを伴う改革には、国民と企業の理解が不可欠であり、身を切る徹底的な行財政改革を断行する必要がある。

(中小企業を柱とした成長の実現を)

経済成長と国民生活の向上の担い手は企業である。特に、企業数の 99.7% (420 万社)、雇用の 7 割 (2,800 万人)、法人税の 4 割、消費税の 5 割強を担う中小企業は、雇用の最大の受け皿であるとともに、投資や消費を通じて経済の下支えに多大な貢献をしている。日本の再生には、中小企業がその重要な役割を担い続けていかなければならない。そのために、中小企業を戦略の柱とした成長を実現していくことが不可欠である。

この 10 年間で企業は 65 万社が減少し、300 万人もの雇用の場が消滅している。雇用のみならず、技術やノウハウの伝承が途絶えることは、日本経済社会の大きな損失である。このため、新たな需要やマーケットを創出して、中小企業の仕事を増やすとともに、「価値ある企業を残す」ための円滑な事業承継の強力な後押しや、「企業を増やす」ための新規創業を促進する必要がある。税制においても、中小企業の成長を促す大胆で分かりやすい措置を講じていくことが不可欠である。また、日本における企業の公的負担 (税・社会保険料) は国際的に高い水準にあり、労働分配率が 8 割にも及ぶ中小企業の負担は限界に達している。

(疲弊した地域の成長を日本再生のエンジンに)

疲弊した地域を活性化させ、日本再生のエンジンとするためには、地域経済を支える中小企業の活力強化を図り、賑わいのあるまちづくりを実現するとともに、地域産業の競争力を高め、雇用創出・拡大を通じた地域経済の成長力を強化することが重要である。

また、あわせて地域経済社会の基盤となる社会資本整備を促進するとともに、基礎自治体の強化や将来的な道州制移行を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる、安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

【目次】

基本的な考え方	…	1
I. 消費税引上げに伴う弊害の是正		
1. 円滑な価格転嫁の実現のため、徹底した広報をはじめ万全の対策の実施を	…	3
2. 景気の下振れをカバーし、経済成長を促進する景気・経済対策の実施を	…	3
3. 中小企業経営への影響を最小限に止める措置を講じるべき	…	4
4. 中小企業のさらなる負担増となる複数税率・インボイス制度の導入には断固反対	…	4
5. 消費税引上げに伴い、二重課税の解消を	…	5
II. 事業承継と創業促進に資する税制を		
1. 「価値ある企業を残す」ための事業承継税制の拡充・見直しを	…	6
2. 「企業を増やす」ための新規創業促進を	…	9
III. 中小企業の活力強化に資する税制を		
1. 企業の活力強化に資する税制措置を	…	10
2. 経営力の強化に資する税制措置を	…	12
3. 事業再生・継続を後押しする税制措置の拡充を	…	14
IV. 内需拡大・地域活性化に資する税制を		
1. 内需拡大に資する税制の拡充を	…	16
2. 地域の「自主・自立」を確保し、地域の成長を促す地方税制の確立を	…	18
3. 地域経済の活性化に向けた税制措置を拡充すべき	…	18
V. 納税環境整備の充実を		
1. 社会保障と税の共通番号(マイナンバー)は社会的インフラとして早期導入を	…	21
2. 歳入庁は、納税側・徴収側双方の負担軽減につながる観点からの検討を	…	21
3. 寄附金控除の年末調整の対象化には反対	…	21
4. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対	…	21
5. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化を図るべき	…	21
6. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担の軽減を	…	22
7. 延滞税等の引下げ、適正化を	…	22
8. 不納付加算税の軽減を	…	23
9. 租税教育の充実を	…	23
10. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充を	…	23
VI. 経済活動・国民生活に資する税制		
1. 所得税関係	…	24
2. 法人税関係	…	24
3. 所得税・法人税共通関係	…	24
4. 地方税関係	…	24

I. 消費税引上げに伴う弊害の是正

社会保障制度は、社会を安定化させ、経済の活力を強化する土台として、持続可能なものでなくてはならない。社会保障制度改革は、「自助と共助」をベースとして、給付と負担の関係が明確である現行の社会保険方式を基本に、不足部分を公費で補う考え方を堅持して進める必要がある。

政府は、断固たる決意で社会保障と税の一体改革に取り組み、徹底した社会保障給付の重点化・効率化を図り、消費税率10%の範囲内で一定期間は持続可能となる全体をパッケージとした改革を早期に断行すべきである。

消費税引上げは、景気や経済成長、中小企業経営に大きな影響を及ぼすため、デフレ脱却を実現するとともに、円滑な価格転嫁の実現等、以下に掲げる十分な対策の実施が不可欠である。

1. 円滑な価格転嫁の実現のため、徹底した広報をはじめ万全の対策の実施を

今回の消費税引上げは、「デフレ経済下における引上げの決定」、「1年半という短期間での段階的な引上げ」という点でこれまでと異なる。過去に比べて、中小企業の価格転嫁がより一層深刻な問題となるため、政府は、これまでにない徹底した広報をはじめ万全の価格転嫁対策を講じる必要がある。

(1) これまでの取り組みを圧倒的に超える徹底した広報の実施を

政府は、まず「消費税は価格に転嫁されるものである」ことを国民や事業者、特に、取引上強い立場にある者に対して、明確なメッセージとして発信すべきである。各種マスメディアはもとより、あらゆる機会を通じて、これまでの取り組みを圧倒的に超える広報を効果的かつ継続的に実施することが極めて重要である。

(2) 過去の全ての価格転嫁対策の実施をはじめ、あらゆる手立ての継続的な実施を

政府の消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部において、「消費税は価格に転嫁されるものである」ことを明確に位置付け、そのうえで、過去の価格転嫁対策を全て行うとともに、あらゆる効果的な対策を実施する必要がある。価格転嫁対策は、引上げ時の一過性に終わることなく、継続的に取り組むことが重要である。

(3) 価格表示は、混乱を招かぬよう慎重な対応を

価格表示については、事業者間取引と対消費者取引を区別して考える必要がある。

事業者間取引における価格表示については、価格表示と価格転嫁は別の問題であり、特定の表示方式の義務化等の規制を行うべきではないとの意見が会員企業の中には多い。対消費者取引については、扱う商品や取引の形態により様々な意見があり、また現行の総額表示制度は、消費者・事業者の双方に定着していることから、混乱を招かぬようにすることが必要である。

2. 景気の下振れをカバーし、経済成長を促進する景気・経済対策の実施を

過去の消費税導入・引上げに際しては、これまで景気の下振れが生じてきた。今回は税率の引上げ幅が大きく、これまで以上の景気の下振れが想定され、駆け込み需要や引上げ後の反動減なども予想される。景気の下振れをカバーするとともに、経済成長を促進する景気・経済対策を早期に策定・実施する必要がある。特に、以下に掲げる措置が強く求められる。

- ① 購入価格が高額で、経済への波及効果が大きい住宅等の取得に対する実効性の高い措置が不可欠
- ② 消費税引上げに伴い、落ち込みが想定される地域経済の需要喚起のため、交際費の全額損金算入を認めるべき
- ③ 消費税引上げに伴う中小企業の投資減退を防ぐため、事業意欲を高める観点から臨時的に中小企業投資促進税制を大胆に拡充すべき

3. 中小企業経営への影響を最小限に止める措置を講じるべき

中小企業は、取引上弱い立場に置かれ、消費税の価格転嫁が困難な場合が多いため、消費税引上げに伴う利益率の減少やキャッシュフローの悪化による廃業・倒産、消費税の滞納の増加が懸念される。中小企業経営への影響を最小限に止める財政上、税制上の措置を講じる必要がある。

- ① 納付回数を任意に選択できる制度の創設
- ② 消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等
- ③ 消費税引上げで業績が悪化する企業への公的融資制度の拡充(金利優遇、別枠措置)
- ④ 延滞税の特例基準割合の期間(4.3%、2か月)の延長、金利(2か月経過後、14.6%)の引下げ
- ⑤ 消費税引上げに伴うソフトウェアや設備、店舗改装等への補助金や税制措置の拡充(少額減価償却資産特例の上限300万円の引上げ、商業・サービス業の設備導入、店舗改装等に対する投資減税等)
- ⑥ 納税事務および徴税負担軽減の観点から、仕入税額控除の記載要件の緩和(請求書等の証憑書類に必要とされる記載が行われている場合は、帳簿への記載事項を一部省略できるようにする等)

4. 中小企業のさらなる負担増となる複数税率・インボイス制度の導入には断固反対

(1) 単一税率は堅持すべき

逆進性対策として、給付付き税額控除に加え、複数税率が検討されているが、複数税率を導入しているEU諸国では大きな混乱が生じており、レポート等でも多くの問題点が指摘されている。わが国の消費税制度は、徴税効率が高く、事業者の事務負担に配慮された、国際的に高く評価されている制度であり、問題点の多い複数税率をあえて導入する必要はない。

複数税率を導入すべきでない理由は、以下に掲げるとおりである。

- ① 軽減税率の対象品目の選定や税額計算等で大きな混乱を招く。事業者に追加的な煩雑な事務負担増を強いる。
- ② 高額所得者も軽減税率の恩恵を受けるため、逆進性対策としての効果が薄い。
- ③ 必要な税収確保のためには、標準税率をさらに高い水準に設定しなければならない。

なお、逆進性対策については、社会保障と税の共通番号を早期に導入して、真に措置すべき者を特定し、きめ細かな給付支援や給付付き税額控除で対応すべきである。

(2) インボイス制度を導入すべきではない

インボイス制度の導入は、中小・零細事業者に多大な事務負担を新たに課すことになるため、行うべきではない。

インボイス制度は、「1枚毎の帳票」を消費税額の算出根拠とするため、中小・零細

事業者には1枚1枚の煩雑な帳票処理（発行、管理、税額計算）を新たに課することになる。インボイス制度が導入されると、従来のように、法人税や所得税とともに帳簿に基づき消費税額を算出することができなくなるため、二重の煩雑な事務負担が生じることになる。消費税引上げの影響を大きく受ける中小・零細事業者には、消費税負担増に加えて、さらなる多大な事務負担を強いる制度は導入すべきではない。

また、100万の農家を含む500万を超える免税事業者が取引から排除され、廃業・倒産に追い込まれる可能性もある。

現行でも帳簿に加え、請求書等の保存が義務付けられており、課税の透明性は十分に確保されている。

（3）簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しは直近の複数年度の実績で判断すべき

税制抜本改革において、簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直しが示されているが、企業の経営実態により実際の仕入れ率は毎年大きく変化することから、単年度だけでなく、東日本大震災後の中小企業の経営状況等も踏まえ、直近の複数年度における実際の仕入れ率とみなし仕入れ率の差異を精査して、慎重に判断すべきである。

5. 消費税引上げに伴い、二重課税の解消を

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、自動車取得税、酒税等をはじめとする二重課税の問題があり、今回の消費税の引上げの機会に、以下に掲げる二重課税の解消を図るべきである。

- ① 印紙税
- ② 石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税等）
- ③ 自動車に課せられる税（自動車取得税、自動車重量税※）
※ 自動車重量税は、自動車税との二重課税
- ④ 嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）
- ⑤ その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

Ⅱ. 事業承継と創業促進に資する税制を

中小企業は、企業数の99.7%（420万社）、雇用の7割（2,800万人）を占め、わが国の経済基盤を支える成長の源泉である。中小企業は、厳しい経営環境に晒されながらも、今なお、地域経済の中核を担い、雇用の受け皿として重要な役割を担っている。

わが国は、長年にわたり開業率が廃業率を下回る状況が続き、企業数が減少し、雇用の場が失われている。また、技術やノウハウの伝承が途絶えることは、日本経済社会の大きな損失である。経済活動を担う主体である企業の存続を図り、また、増やしていくことに注力することが強く求められており、「価値ある企業を残す」ための円滑な事業承継の強力な後押しと、「企業を増やす」ための新規創業の促進が必要である。

1. 「価値ある企業を残す」ための事業承継税制の拡充・見直しを

戦後創業した中小企業においては、経営者の世代交代期を迎えている。中小企業の事業が円滑に承継されなければ、雇用の場が失われ、消費にも影響を及ぼすとともに、技術や経営ノウハウの伝承が途絶え、わが国の産業競争力は大きく損なわれることになる。また、円滑な事業承継が進まず、高度な技術等、競争力を有しながらも廃業や海外企業への株式売却を検討する中小企業も少なくない。

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業が、世代を超えて雇用を確保し、高度な技術等を次世代につないでいくことは、経済成長の実現のために必要不可欠であり、事業承継に係る相続については、企業の清算を前提とするのではなく、事業継続を前提として考えていく必要がある。

今や、国際的に見ても、相続税自体が存在しない国やシンガポールや香港のように国際競争力強化の観点から相続税を廃止した国・地域が存在する。税制抜本改革において、相続税の基礎控除の引下げや最高税率の引上げおよび税率構造の見直しが示されているが、円滑な事業承継を阻害するだけでなく、海外への資産流出を招くことから、反対である。

平成25年度税制改正においては、わが国経済の活力強化をもたらすような事業承継税制の拡充を、確実かつ大胆に実現すべきである。

(1) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件の改善を

平成20年に経営承継円滑化法が施行され、非上場株式等に係る相続税および贈与税の納税猶予制度は導入から4年が経過したが、わずか500件程度の利用にとどまっている。「利用要件が厳しく、使い勝手が悪い」と多くの問題点等が指摘されており、「使い勝手の良い制度、使える制度」へと改善すべきである。

① 納税猶予打ち切り基準（5年間雇用8割の維持等）の緩和を

東日本大震災やリーマンショックのような外的要因による経営悪化により、雇用維持要件（5年間雇用8割）を下回った場合に、直ちに納税猶予打ち切りとならない措置を講じるべきである。

② 贈与税の納税猶予が取り消された場合に相続時精算課税制度を選択可能とする措置の創設を

納税猶予の認定が取り消された場合に、暦年課税制度による贈与税の負担に加え、制度の利用開始時点まで遡って利子税が付加されるため、事業承継が極めて困難になることから、相続時精算課税制度を選択可能とする措置を講じる必要がある。

③ 贈与税の納税猶予における被相続人の事前の役員退任要件の撤廃を

事業承継後においても、先代経営者の経営ノウハウを活用することは企業の成長にとって重要である。そのため、被相続人の事前の役員退任要件を撤廃し、代表権のない有給の取締役でも認めるべきである。

④ 相続税の納税猶予の認定が取り消された場合に延納や物納を認める措置の創設を

非上場株式は換金性に乏しいため、相続税の納税猶予が取り消された場合の延納・物納の選択を認める措置を創設すべきである。

⑤ 納税猶予制度の対象会社の拡大を

本税制の対象会社を中小企業基本法の中小企業から、グループ法人税制基準の資本金5億円以下に拡大すべきである。

⑥ 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化を

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

⑦ 一般的な相続時精算課税制度を活用した株式の納税猶予制度の適用化を

納税猶予制度が導入される以前に、一般的な相続時精算課税制度により生前贈与された株式について、相続税の納税猶予制度の適用対象に含めることを選択できる措置を講じるべきである。

(2) 非上場株式を相続税・贈与税の対象外とする経営承継円滑化法の趣旨に沿った改善を

非上場株式を相続税・贈与税の対象外とし、それ以外の財産に相続税・贈与税を課す経営承継円滑化法の趣旨にのっとり、納税猶予制度の以下に掲げる項目を改善すべきである。

① 農地の納税猶予制度との制度上の差異の是正を

(7) 納税猶予制度の計算方式の見直しを

農地の納税猶予額の算定にあたっては、相続税の累進税率のうち、高い税率から適用されるが、非上場株式の場合には低い税率から適用されている。株式の納税猶予についても、農地と同様に税率の高い部分から猶予されるように見直すべきである。

(イ) 債務控除される財産の順番の変更を

負債を相続した際に、農地の場合には、農地以外の相続財産から相殺されるため、債務控除される順番を変更し、農地と同様に非上場株式以外の相続財産から相殺できるように見直すべきである。

② 発行済議決権株式の総数上限（3分の2）の撤廃を

納税猶予の対象となる自社株式について、相続等により取得した議決権株式等と、相続開始前から保有していた議決権株式等を合わせて、発行済議決権株式の総数の3分の2までの上限があるが、この上限を撤廃し、全ての株式を対象とすべきである。

③ 相続税の納税猶予割合の100%への引上げを

経営承継円滑化法成立時の付帯決議において検討課題とされた、相続税の納税猶予割合の100%への引上げについて、円滑な事業承継のために実現すべきである。

(3) 親族外承継の円滑化を

親族外承継が4割にも上る現状において、親族外承継に対する税制措置を拡充することにより、中小企業の事業の継続を図り、雇用の維持・創出につなげることが重要である。

- ① 納税猶予制度における後継者の「先代経営者の親族であること」の要件撤廃
- ② 法人が中心的な同族株主と株式を売買する場合の株式評価の小会社強制適用の廃止
- ③ 同族株主判定の際の特例的評価方式の適用範囲の拡大
- ④ 親族外役員等純然たる第三者とは言えない者が同族株主から株式を取得する場合の財産評価基本通達の原則的評価の不適用

(4) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直しを

取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」(平成21年2月)において、実務上広く活用されている収益還元方式やDCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)方式など多様な評価方法が提示されている。こうした点を踏まえ、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すべきである。

(5) 事業用資産を円滑に承継する観点から相続時精算課税制度の見直しを

事業の後継者以外に事業用資産が相続されることで、円滑な事業継続に大きな支障が出ている。事業用資産の分散を防止し、後継者に事業用資産を集中させることが重要である。そのため、事業承継に相続時精算課税制度を利用した場合に、相続時精算課税に係る贈与によって取得した宅地等について、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

(6) 分散した株式の集中化を図る税制措置の創設を

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を創業者一族が取得する場合、当該非上場株式が高く評価されるため、後継者による他の発起人からの買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面で譲渡している場合、株主の相続等で株式が分散しているケースにも同様の問題が生じている。

安定的な事業継続を確保する観点から、分散した株式の集中化を図るため、特例的評価方法(配当還元方式)での買い取りを認めるとともに、発行会社が買い取る場合の譲渡株主(個人)のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へのみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

(7) 担保提供した個人資産は、事業用資産に準じ評価方法を見直すべき

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、

担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

（８）個人事業主等の事業承継を阻害する相続税の課税強化には反対

税制抜本改革に示されている、新たな相続税の課税強化（基礎控除の引下げ、最高税率引上げおよび税率構造の見直し）は、雇用維持に大きな役割を担っている中小企業や地域社会を支える駅前商店街等の個人事業主の円滑な事業承継に悪影響を及ぼすだけでなく、わが国資産のさらなる海外流出を招くため、行うべきではない。競争相手国であるアジア諸国等が相続税を廃止する中、相続税の課税強化は国際的な流れに逆行するものである。

2. 「企業を増やす」ための新規創業促進を

開業率が廃業率を下回る状況が続いており、企業数の減少傾向に歯止めがかかっていない。このままでは、わが国経済の縮小を招き、失業者の増大等が懸念される。創業は、経済社会に新陳代謝をもたらし、経済活力を増大させるのみならず、雇用の増加にも大きく貢献するものである。新成長戦略において目標に掲げられている「起業 100 万社」の達成に向け、創業マインドの醸成や、創業準備段階から強力なサポートを実施するとともに、税制面からも後押ししていくことが必要である。

創業時においては、会社設立の資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓等に多額の資金がかかる一方、十分な資金を調達することが困難なケースが多く、果敢にチャレンジする企業が苦難を乗り越えて成長していけるよう、以下に掲げる税制措置が必要である。

（１）創業後５年間の法人税免税、社会保険料の減免、欠損金繰越控除期間の無期限化を
創業する中小企業の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、創業後５年間の法人税免税や社会保険料の減免、およびその間に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を図るべきである。

（２）会社設立に係る印紙税および登録免許税の廃止を
企業設立に係る費用を最小化し、創業する中小企業の負担軽減を図るため、会社設立に係る印紙税および登録免許税を廃止すべきである。

（３）創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税非課税枠(1,000万円)の創設を
創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

（４）エンジェル税制の拡充を
適用企業要件である売上高成長率（25%超）の引下げや、創業３年以内を５年以内に延長する等の要件緩和を図るとともに、ベンチャー企業への投資促進の観点から、投資額の所得控除の上限額（総所得金額の40%または1,000万円のいずれか低い方）を上げる必要がある。

（５）ベンチャー企業への投資促進の拡充を（法人版エンジェル税制の導入等）
ベンチャー企業の株式購入時に投資額の一定割合を税額控除できる制度を創設するとともに、個人投資家においては、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算の実現を図るべきである。

Ⅲ. 中小企業の活力強化に資する税制を

1. 企業の活力強化に資する税制措置を

(1) 中小法人の軽減税率を含む法人税のアジア諸国並みへの引下げを

わが国は、長期に亘るデフレをはじめ多くの課題をかかえ、企業や国民は将来の見通しを描けず、日本経済への自信と期待が揺らいでいる。現在はさらに、超円高や電力不足問題等によって、足元の経済基盤、発展基盤が失われつつある危機的段階へと事態が悪化している。こうした状況を放置すれば、空洞化が急激に加速し、雇用がさらに失われ、国民生活に大きな影響を与えることは明らかである。現在の危機的状況から一刻も早く脱却するためには、わが国の立地競争力の強化が急務である。

そのため、中小法人の軽減税率を含む法人税率は、復興増税期間の終了を待たずに、直ちに競争相手国であるアジア諸国並みに引下げる必要がある。特に、中小法人の軽減税率は、国際競争に打ち勝つ水準（11%以下）に早急に引下げるべきである。

法人税引下げは、企業活動を活性化させ、新たな雇用や設備投資をもたらし、結果的に国民生活の向上に資するものである。

- ① 法人実効税率（国税・地方税）のアジア諸国並みの20%台への引下げ
- ② 中小軽減税率の11%以下への引下げ、適用所得金額の拡大（800万円⇒1,600万円）

(2) 日本経済の牽引役であり、地域社会の安定を支える中堅企業を後押しする税制措置を

厳しい経済環境下で、日本経済を牽引するとともに、地域社会の安定のため、地域において雇用の場を提供する中核的な役割を果たしてきた中小・中堅企業が疲弊し、倒産・廃業の危機に陥っている。

現在の中小企業向けの租税特別措置は、地域を支える資本金1億円超の中小・中堅企業が対象となっていない。地域の中核を担う中小・中堅企業の成長を後押しするため、留保金課税の廃止や中小企業向け租税特別措置に準じた措置が必要である。また、税法の資本金基準の引上げも検討すべきである。

① 留保金課税の廃止

激しい経済変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。自己資本の充実を抑制し、企業の成長を阻害する留保金課税は廃止すべきである。

② 欠損金繰戻還付制度の適用対象の拡大

地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の対象を資本金10億円以下の中堅企業にまで拡大すべきである。

(3) 中小企業の租税特別措置の拡充・本則化を

経済成長や雇用を支える中小企業の技術開発・研究開発・設備投資等の成長に向けた取り組みを税制面で後押しすることは、極めて重要である。多様な中小企業の成長力をより一層高める観点から、中小企業がその成長に伴い発生する様々なニーズに対応する、使い勝手が良い租税特別措置のメニューを揃えておくことは重要である。

① 中小企業投資促進税制の拡充・本則化を

中小企業の生産性の向上や成長力の強化に向けた設備投資を後押しする中小企業投資促進税制は本則化する必要がある。また、十分な資金を確保できず、中古設備での生産性向上を図らざるを得ない中小企業が多いことから、対象資産に中古設備を加えるべきである。

② 少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・本則化を

少額減価償却資産の特例は、利用頻度が高く、恒常的に利用されているが、経営環境の変化に伴い随時更新が必要なサーバやセキュリティ機器、製造業等で減耗の激しい器具等が対象価額を超えるケースがある。中小企業の生産性の向上および納税事務負担の軽減の観点から、現行の対象価額（30万円未満）と取得合計額の上限（300万円）を上げたうえで、本則化すべきである。

③ 研究開発促進税制の拡充を

わが国のものづくりを支える中小企業の技術開発や研究開発を後押しする観点から、総額型については、税額控除限度額を30%に戻し、かつ、中小企業に対する一律12%の控除率を上げるべきである。

（4）企業活力の強化を図る政策減税は、予算全体かつ複数年度で効果を考えるべき

今後の財政運営においては、経済の拡大により歳入増を図り、中長期的な財政健全化を進めていくことを基本とすべきである。このため、「ペイアズユーゴー原則」（新規政策のためには安定財源の確保が必要）のもと、同じ税目の中で増減税を調整するのではなく、本来の趣旨に則り、予算全体の中で財源確保を図るべきである。特に、企業活力の強化を図る政策減税は、企業の発展により将来的な税収増をもたらすものであり、財政に及ぼす効果を複数年度で考える必要がある。

（5）中小企業等の租税特別措置の利用制限は容認できない

平成23年に会計検査院から意見表示がなされた「大企業並みの所得のある中小企業の軽減税率と租税特別措置の適用範囲の見直し」について、平成23年度および平成24年度税制改正大綱において検討事項とされている。

中小企業に対する軽減税率や租税特別措置は、企業活力を増大させ、成長を促進させるものである。会計検査院の指摘は、中小企業の将来に向けた発展を否定するものであり、到底容認できるものではない。税制改正大綱の検討項目から外すべきである。

（6）役員給与に係る税制措置の拡充を

役員給与については、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入が認められている。役員給与は職務執行における対価であることから、原則、全額損金算入とすべきである。

事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3か月以内に限られ、3か月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、少なくとも年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、柔軟で機動的な仕組みとすべきである。

（7）印紙税は速やかに廃止を

印紙税は、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすること

に合理性がなく、時代に即していない税制であり、消費税との二重課税でもある。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いことや、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。

税制抜本改革において、「建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書および金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する」ことが示されているが、その方針にかかわらず、印紙税そのものを速やかに廃止すべきである。

(8) 企業年金制度の環境整備のための税制措置の拡充を

わが国の雇用の7割を支える中小企業が最適な企業年金・退職金制度を充実させることは、従業員の将来への不安の払しょくや福利厚生の上昇に資するものであり、以下に掲げる税制措置を講じるべきである。

① 最適な企業年金制度・退職金制度を構築するための環境整備を

特別法人税については、「拠出時・運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反しており、完全撤廃すべきである。

確定拠出年金については、脱退一時金の支給要件の一層の緩和など、制度のさらなる改善を図るべきである。

② 特定退職金共済制度の拡充を

特定退職金共済制度における加入対象者について、中小企業退職金共済制度と同様に、同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も加入できるようにするなど、その範囲を拡大すべきである。

(9) 企業会計上費用とみなされる貸倒引当金等の損金算入を

中小企業においては、税制と会計の調和は極めて重要であることから、中小会計要領をはじめ、企業会計上費用とみなされている貸倒引当金や賞与引当金、退職給付引当金等について、損金算入を認めるべきである。

2. 経営力の強化に資する税制措置を

(1) 中小企業の経営力強化に資する税制措置を

① 償却資産に係る固定資産税の廃止を

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、早急に廃止する必要がある。少なくとも免税点（150万円）の引上げを図るべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

② 個人事業主の所得税負担の軽減等を

個人事業主は、地域社会に根付き、雇用を支える存在として、重要な役割を果たしている。個人事業者の経営基盤の強化を図るため、中小法人の軽減税率の引下げにあわせて、青色申告控除（65万円）、個人事業税の事業主控除（290万円）の拡充等、個人事業者の所得税負担の軽減等を図るべきである。

③ 減価償却制度のさらなる見直しを

現行の減価償却制度は、償却期間が長過ぎる等、企業の設備投資サイクルに適合しておらず、企業の前向きな事業活動を阻害している。技術革新のスピード等に対応した減価償却資産の法定耐用年数の短縮化等、減価償却制度のさらなる見直しを図るべきである。

④ 人材確保・能力開発税制（仮称）の創設を

中小企業は雇用の7割を占め、地域経済社会を支える基盤である。経営資源が限られている中小企業において、人材の確保や能力開発は極めて重要である。中小企業の採用活動に伴う費用や教育訓練費など人件費の増加額の一定割合を税額控除する制度を創設すべきである。

⑤ 継続的に従業員を雇用する中小企業等の社会保険料負担の減免措置の創設を

中小企業の雇用の安定化を後押しするため、新規創業・ベンチャー企業や継続的に従業員を雇用している中小企業に対し、社会保険料の事業主負担分の一定割合を減免する措置を創設すべきである。

⑥ 中小企業の経営力向上に資する税制措置の創設を

中小企業の収益性を向上させ、雇用の増大や地域の活性化が図られる好循環を創り出すため、経営コンサルティング費用やISO取得費用等の一定割合の税額控除等、中小企業の経営力向上や事業意欲向上に資する税制措置を創設すべきである。

⑦ 中小企業の市場開拓や販売促進等を後押しする税制措置の創設を

中小企業が事業を拡大し、収益を上げていくためには、技術開発・研究開発・設備投資等により開発した製品の市場開拓や販売促進が不可欠であり、中小企業の市場開拓や販売促進等を後押しする税制措置の創設が必要である。

(2) 中小企業の国際化に対する税制面からの後押しを

① 中小企業の海外展開・販路拡大への取り組みに係る費用の税額控除の創設を

少子高齢化に伴う国内市場の縮小、経済のグローバル化の進展に対応するために、中小企業においても輸出や事業の国際化等の海外展開を積極的に推進し、アジア等の活力を取り込んで成長していくことが重要となっている。

ヒト・モノ・資金・情報等経営資源が限られている中小企業においては、海外展開への取り組みは、困難かつ相当な費用やリスクを伴う。そのため、海外の見本市や商談イベント等に要する費用、F/S（フィージビリティ・スタディ）調査等の海外進出の事前調査に係る費用、海外展開支援専門家のコンサルティング費用、販売促進に係る費用、海外特許調査や取得に係る費用等の一定割合を税額控除する制度等、中小企業の海外展開・販路拡大を強力に後押しするための、使い勝手が良く実効性の高い措置を創設することが必要である。

②海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充を

海外市場の開拓により、輸出による外需の取り込み、現地生産による新たな需要の創出等の動きが今後も加速する中、わが国企業が国内に研究開発拠点等の機能と雇用を残しつつ、海外において利益を確保し、それを国内に還流させ、新たな投資と雇用につなげていく好循環を創り上げていくことが極めて重要であり、以下に掲げる税制

措置が必要である。

(7) 中小企業における受取配当金の全額益金不算入を

平成 21 年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進させるため、外国子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として 5 %分が相殺され 95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

(4) 租税条約の締約・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直しを

成長著しい中国等を中心とした各国との租税条約の改定を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。

(5) 外国税額控除の繰越期間の延長を

企業の国際競争力維持・強化のため、外国税額控除を米国並みに拡充する必要がある。外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の 3 年から 10 年に延長すべきである。

(3) 欠損金制度の拡充を

① 中小企業の欠損金の繰戻還付期間を 2 年に拡充を

欠損法人のキャッシュフローの改善を図るため、欠損金の繰戻還付期間を 2 年に拡充すべきである。

② 欠損金の繰越控除期間のさらなる延長を

わが国企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整備するため、国際水準に合わせて、欠損金の繰越控除期間を延長すべきである。

3. 事業再生・継続を後押しする税制措置の拡充を

中小企業をめぐる経営環境は依然厳しく、今年度末には中小企業金融円滑化法の期限が到来すれば、さらなる倒産の増加が見込まれる。地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中小企業の事業再生・継続への取り組みを力強く後押ししていくべきである。

(1) 過年度処理における損金算入の要件緩和を

早期の事業再生を図るため、中小企業再生支援協議会が外部専門家に依頼した財務調査で指摘された過年度の会計処理において、損金算入要件を緩和すべきである。

(2) 私財提供等があった場合の損金算入の要件緩和を

「私財提供等があった場合の損金算入制度」の適用を受けるには、民事再生計画の開始決定等の法的手続きが必要であるが、役員または株主単独による債務免除について、中小企業再生支援協議会が関与する事業再生計画における私財提供の場合においては、その適用を認めるべきである。

(3) 事業再生における減損会計適用要件の緩和を

現在、会計上では資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に減損会計が適用されるが、法人税法では法的整理によるなど、一定の要件を満たさない限り、損金算入が認められていない。事業再生の局面においては、私的整理を含め、損金算入を認めるべきである。

(4) 産活法に基づく「第二会社方式」による認定企業の固定資産税の負担軽減を

産業活力再生特別措置法に基づく「第二会社方式」により認定を受けた計画に基づき再生に取り組む企業に対して、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

(5) 事業再生税制における一定の私的整理要件の緩和を

法的整理および「民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理」により事業再生が図られた場合、資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる事業再生税制において、「2以上の金融機関が債務免除すること」が「一定の私的整理」の要件の一つとなっているが、事業再生の迅速化を図るため、「1以上の金融機関」とすべきである。

IV. 内需拡大・地域活性化に資する税制を

デフレから脱却し、日本経済を持続的な成長軌道に再び乗せるためには、潜在需要を掘り起こし、投資や消費の好循環につなげていくことが重要であり、以下に掲げる措置を講じる必要がある。また、内需喚起に向け、わが国全体で3兆円の経済波及効果、15万人の雇用が期待される2020年のオリンピック・パラリンピックの招致は、確実に実現しなければならない。

1. 内需拡大に資する税制の拡充を

(1) 個人所得課税の見直しを

① 所得税の課税強化は人材や資産の海外流出を招く懸念が大きい

日本経済の成長のためには、消費を支え、内需拡大に寄与する中間層の復活とともに、海外からの投資や優秀な人材の確保が不可欠である。所得税の課税強化は、長年、所得が減少している中間層の消費マインドを低下させ、グローバル化が進展する中で、わが国人材や資産の海外流出をさらに加速させる。また、対日投資や海外の人材の確保の障害となるため、わが国経済の国際競争力低下に直結する。そのため、所得税の課税強化は避けるべきである。

② 子育て世帯の税負担軽減に向けた控除や課税方式の見直しを検討すべき

人口減少に歯止めをかける観点から、所得税の諸控除のあり方を見直すとともに、N分N乗方式等の世帯単位の所得課税方式の導入について検討を行うべきである。

③ 金融所得課税の一元化を図るべき

課税の簡素化・中立化の観点から、区分毎に税率が分かれている金融所得について、多様な金融商品を幅広く捉えて課税方式の均衡化を図るとともに、損益通算の対象範囲を非上場株式等に拡大すべきである。

(2) 資産の世代間移転を促進させる資産課税の見直しを

わが国は、65歳以上の高齢者が資産保有の6割を占めているなど、高齢者層に資産が偏っている。高齢化によって、相続人・被相続人共に相続年齢が引きあがる中、貯蓄率が高い高齢世代から消費支出の多い現役世代への円滑な所得移転を促進することにより、内需を喚起し、経済を活性化させることが必要である。

税制抜本改革に示されている、孫への贈与等、贈与税の生前贈与の拡充については、確実に実施するとともに、暦年課税における非課税枠の大幅な拡大など、円滑な資産移転に資するさらなる措置を講じるべきである。

- ① 贈与税の暦年課税の非課税枠を1,000万円に引上げるべき。
- ② 相続時精算課税制度において、相続時の評価額が贈与時の評価額を下回った場合に、相続時の評価額を相続税評価とすべき。
- ③ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の期日要件を、「贈与を受けた翌年3月15日」から「贈与を受けた翌年末」までに延長すべき。

(3) 交際費課税の全額損金算入化を

交際費の損金不算入制度は、資本蓄積のための冗費節約を目的として導入されたが、現在の経営環境が厳しい中で、企業は冗費を支出する状況にない。そもそも、企業経

営上、交際費は既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に必要な費用であり、企業会計上も経費計上可能となっている。

取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、営業活動を行う上で、特定の取引先に対する販売促進活動が不可欠である。また、企業の交際費支出の増加によって、国内消費が喚起され、法人税、所得税、消費税等の税収の増加も見込まれる。

そのため、交際費は全額損金算入とすべきである。また、当面の措置として、税務上の交際費の範囲から除かれる会議費（1人当たり5,000円以下）について、上限を1万円程度まで引上げるべきである。

（４）住宅に係る租税特別措置の延長を

景気回復や経済成長のためには、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起する必要がある。そのため、住宅取得を後押しする租税特別措置等は延長が必要である。

- ① 印紙税はそもそも廃止すべきだが、それまでの間において、平成24年度末に適用期限となる、不動産取得に係る印紙税および登録免許税の軽減措置の延長
- ② 土地の所有権移転登記に係る登録免許税率の特例措置の延長
- ③ 住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ④ Jリート等の不動産取得税および登録免許税の課税標準の特例の延長
- ⑤ 既存住宅のバリアフリー改修および省エネ改修の投資減税の延長
- ⑥ サービス付き高齢者住宅の特例、バリアフリー法に基づく認定特定建築物の特例の延長

（５）土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置の時限的な復活を

平成16年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしている。不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を時限的に復活させるべきである。

（６）環境・省エネへの取り組み促進に資する税制措置の拡充を

①グリーン投資減税における即時償却の適用を

エネルギーの安定供給確保が急がれる中、企業のグリーン投資のさらなる活発化を図るために、適用を終了したエネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）において認められていた即時償却（初年度100%償却）を選択可能とするなど、グリーン投資減税の拡充を図るべきである。

②省エネ・新エネ等の研究開発を促進する税制の創設を

電力不足問題が顕在化する中、わが国の世界をリードする環境分野の技術革新を加速させ、国際競争力で他国の追随を許さない優位性を確保する観点から、省エネや新エネ等に係る研究開発費について、研究開発促進税制に上乗せして税額控除を可能とする措置を創設すべきである。

③地球温暖化対策税は中小企業への負担に配慮を

平成24年10月から石油石炭税率を上乗せする地球温暖化対策税が導入されるが、エネルギーコストの上昇が進む中において、中小企業への影響が懸念される。そのため、中小企業の省エネ設備導入を重点的に支援することや、エネルギー多消費産業へ

の減税措置など、中小企業の負担に配慮する必要がある。

また、地球温暖化対策税の使途を森林吸収源対策などに拡大することは石油石炭税の課税趣旨に反しており、認められない。

2. 地域の「自主・自立」を確保し、地域の成長を促す地方税制の確立を

日本再生には、地域の成長が不可欠である。そのためには、将来的な道州制を見据え、地域の「自主・自立」を確保できる、安定的な地方行財政基盤の確立が必要である。

国と地方の明確な役割分担の下、徹底した業務の見直しや歳出削減を実施する中で、「国から地方へ、官から民へ」の流れを加速させ、思い切った権限および税財源を移譲することが必要である。その際、地域が創意工夫により経済社会の活性化を図ることができるよう、大胆な規制緩和を進めるとともに、税制面からも地域の成長を後押しすべきである。企業における投資や雇用を抑制している事業所税や償却資産の固定資産税等は即時廃止する必要がある。また、地域における行革努力が反映される地方交付税制度の実現も不可欠である。

(1) 地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保を

地方税は、税収が安定的であり、地域の遍在性が小さいものであることが望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい地方法人二税（事業税・住民税）に過度に依存しない安定した地方財源の確保を検討していくべきである。

地方財源が地方法人二税に過度に依存している状況下では、地域住民の受益と負担に関する意識が希薄化しやすく、地域住民の地方行政に対するチェック機能が働かないことから、地方の行財政改革や地方分権は進みにくい。

(2) 地方の行革努力が反映される地方交付税制度への見直しを

地方自治体の行財政改革を後押しするため、地方交付税について、現行の行革インセンティブ算定制度を大幅に拡充するなど、地方の行革努力が適切に評価され、交付割合に反映される仕組みに見直す必要がある。

なお、地方法人特別税は、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの暫定措置として導入されたものであり、今回の税制抜本改革にあわせて撤廃すべきである。

(3) 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、行政において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

3. 地域経済の活性化に向けた税制措置を拡充すべき

(1) 企業の活動拡大を阻害する事業所税の廃止を

事業所税は、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成している。また、都市間の公平性の観点から問題であるとともに、新規開業や事業所の立地等を阻害する追い出し税となっている。さらに、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、固定資産税との二重負担との指摘もある。課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、企業活動の拡大に抑制的な仕組みとなっている。

企業活動・拡大を阻害する事業所税は、速やかに廃止すべきであるが、自治体の税

収に大きな影響を与えるため、まずは、特に負担感が強い中堅・中小企業について廃止すべきである。

(2) コンパクトシティの実現や中心市街地等の活性化を図るための税制措置の拡充を

コンパクトシティの実現に向けた都市機能の向上や中心市街地等の活性化を図るため、以下に掲げる税制措置を実現する必要がある。

- ① 商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限（70%）を60%への引下げ
- ② コンパクトシティ形成に資する空き地等の貸与を行った者への固定資産税等の減免
- ③ 遊休地等の有効利用の促進のため、事業用の借地期間に比べて建物の償却期間が長い場合は、建物の償却期間を借地期間に合わせる措置の創設
- ④ 地域活性化のための行事や活動への協賛金等の全額損金算入措置の創設

(3) 都市再生・再開発に資する税制措置の延長を

地域資源を最大限活用して、都市再生や地域力の向上を図り、魅力ある地域経済を形成していく取り組みを税制面から後押ししていく必要がある。そのため、以下に掲げる都市再生・再開発、地域活性化に資する税制措置が必要である。

- ① 認定を受けた都市再生事業を行う民間事業者に対し、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税等を減免する都市再生促進税制の延長
- ② 市街地再開発事業に係る割増償却特例や固定資産税減免の特例の延長
- ③ 事業用地適正化計画区域内の土地交換等に係る譲渡所得特例の延長
- ④ 特定の事業用資産の買換え特例における事業所等の敷地の面積要件「300 m²以上」の撤廃

(4) 大規模地震対策の促進を

東日本大震災の発生により、日頃の地震対策の重要性を再認識するとともに、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。

地震対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、地震対策のために改修や建替えを行った場合の即時償却、改修等によって資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税の減免、津波等の防災対策を目的とした事業所の移転や防災対策資産の取得の場合の買換え特例の適用等、思い切った措置を講じる必要がある。

(5) 東日本大震災の被災地における税制措置の拡充を

東日本大震災の復旧・復興に資するため、数次に亘る震災税制が実施され、復興特区では新規立地企業に法人税減免等の税制措置が実施されている。

他方、従前から、被災地内に工場や事業所を保有し、雇用を維持しながら事業を継続している企業に対する税制措置が不足している。復興特区に指定されていない地域においても、被災地域の経済を支える地元企業に対し、投資減税の拡充等、復興特区に準じた税制措置を講じるべきである。

また、福島県は、既存企業の流出や人口減少などによって、地域経済の疲弊が深刻さを増しており、福島再生を実現するために、特例的な思い切った税制措置が必要である。

(6) ホテル・旅館の建物等に係る固定資産税評価額の低減を

ホテル・旅館は、長期間にわたり建物等の固定資産税の評価額が下がらず、経営の実態を適切に反映しているとは言えない。平成 24 年度税制改正大綱において、平成 27 年度の固定資産の評価替えの際に使用実態に合わせた見直しを行うことが検討されているが、東日本大震災の風評被害等で厳しい経営を余儀なくされている者も多い中、観光振興、地域活性化のため、ホテル・旅館の建物等の固定資産税評価額算定にあたり、早期に耐用年数の大幅な短縮等を措置すべきである。

V. 納税環境整備の充実を

1. 社会保障と税の共通番号（マイナンバー）は社会的インフラとして早期導入を

わが国では、マイナンバーが存在しないため、複数機関で管理されている個人情報の名寄せや共有化が難しく、行政効率化の足枷となっている。適正な社会保障政策の実施や行政効率化に資する社会的なインフラとして、マイナンバーは早期に導入する必要がある。

マイナンバーが導入されると、事業者には源泉徴収等の各種申告事務で新たな負担が発生することとなるので、国税・地方税の一括納付や地方自治体の帳票の一元化、地方税の電子データ受け渡し等の具体的な導入メリットや、事業者における納税協力負担の軽減策について明示すべきである。

また、社会保障給付の重点化や、消費税引上げに伴う低所得者対策を行うためには、事務負担・コスト等を考慮しつつ、株式や債券、投資信託等の配当所得および譲渡所得等や、不動産所得を把握できる仕組みとすることが必要である。

2. 歳入庁は、納税側・徴収側双方の負担軽減につながる観点からの検討を

国税・地方税・社会保険料等は、国税庁、地方自治体、日本年金機構等と徴収機関が分散している。歳入庁は、国民の便益の最大化に資するものとして、マイナンバーと一体的に、納税側・徴収側双方の負担軽減に繋がる観点から検討を進める必要がある。

納税側および徴収側のコスト削減・効率化の観点から、まずは、国と地方で課税ベースが重複する税目（法人税・地方法人二税、個人所得税・個人住民税）等の徴収機関窓口の統一を図り、最終的に国税、地方税、社会保険料等の全てについて、徴収体制の効率化を進めるべきである。

3. 寄附金控除の年末調整の対象化には反対

平成 24 年度税制改正大綱において、寄附金控除の年末調整の対象化が検討事項とされているが、納税事務負担の軽減に向け、年末調整や確定申告手続きの簡素化が図られてきている中で、納税事務負担増につながるような改正は行うべきでない。

4. 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年化については、税制抜本改革において「納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ検討する」と示されており、現年課税化の導入のため、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが検討されている。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

5. 中小企業の納税事務負担軽減措置の創設・手続きの簡素化を図るべき

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき納税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。

中小企業の納税事務負担の軽減を図るため、以下に掲げる措置が必要である。

- (1) 中小企業が本業に専念できるよう、提出書類の免除・簡素化等を図り、中小企業の負担を軽減するとともに、納税協力費用相当分の税額控除制度を創設すべきである。
- (2) 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、

対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図るべきである。

- (3) 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日
も税務署の窓口において受け付けるべきである。
- (4) 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事
務の効率化に向けて、以下に掲げる取り組みを行うべきである。
- ① e-Tax（国税）と eLTAX（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設するこ
と。
上記①が実現するまでの間、以下に掲げる措置を講じること。
 - (ア) e-Tax（国税）について、税額控除額（3,000 円）を拡充し、一度限りでない
恒常的な制度とすること。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開
発すること。
 - (イ) eLTAX（地方税）について、導入自治体の一層の拡大や税額控除制度を創設す
ること。
 - ② 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。
 - ③ 本社や本店所在地の自治体における一括納付手続き等を可能とすること。
 - ④ 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること。
 - ⑤ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。
 - ⑥ 国・地方の法人税の申告手続きを一元化できるようにすること。
 - ⑦ 法人による法人税や消費税の振替納税を導入すること。
 - ⑧ 「法人事業概況説明書」の提出を省略すること。
 - ⑨ 連結納税における連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出を省略すること。
 - ⑩ 個人事業者における確定申告の時期を選択できるようにすること。
 - ⑪ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで
延長できるようにすること。
 - ⑫ 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限
を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- (5) 消費税の基準期間の見直しを検討すべきである。

6. 復興特別所得税の源泉徴収事務負担の軽減を

平成 25 年より 2.1%の復興特別所得税が 25 年間にわたって課されることになるが、
源泉徴収にあたって 1 円単位の源泉徴収額が発生することは、長期間にわたって事業者
の事務負担の増大につながることから避けるべきである。

事業者の源泉徴収事務負担軽減のため、例えば、50 円、100 円といった事業者が間違
えにくい単位での切り捨てを認める方式などを検討すべきである。

7. 延滞税等の引下げ、適正化を

利子税の税率は、特例基準割合で 4.3%であり、また、延滞税の税率は、2 カ月を経
過する日まで特例基準割合の 4.3%が適用され、2 カ月経過後は 14.6%となっている。

14.6%という税率は、昭和 37 年に制定された国税通則法に規定されたものであるが、
当時の公定歩合は 6.57%、平均貸出金利は 8～9%程度であり、14.6%は相応の罰則負
担であったといえる。しかし、昨今の金利情勢に照らして余りにも高利率であり、資金
繰りに余裕のない中小企業に対して過酷な負担を強いることになるため、以下に掲げる
措置を講じるべきである。

- ① 利子税は延納期間の約定利息、延滞税は遅延利息に相当するものであるため、市中

金利との格差を踏まえ、利子税・延滞税の利率を軽減すべきである。

- ② 延滞税の軽減割合の適用期間（2カ月）を拡大すべきである。
- ③ 予定納税に関して、予定納税時期の納税が遅れた場合にも延滞税が課せられているが、予定納税は前払い的な性格を有するものであるため、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税を廃止すべきである。

8. 不納付加算税の軽減を

中小企業は、人的資源に乏しく、本業に人員を充てたい中、従業員の給与所得の源泉徴収事務等、本来、国が負うべき納税事務に協力している。例えば、源泉所得税の納付期限は翌月の10日と極めて短期間に設定されているにもかかわらず、これを順守している。特に年末調整については、本業において多忙を極める中であっても、必死になって納税事務を行っている状況にある。

源泉所得税の納付遅延が起きると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、次の対策を講じるべきである。

- ① 給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）を、「翌月20日」とする。
- ② 不納付加算税（源泉所得税の10%）を軽減する。

9. 租税教育の充実を

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。特に、次代を担う児童・生徒が税制について関心を持つために、若年層にも平易で興味を示すような教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

10. 地域再生や産業振興に取り組む商工会議所等に対する寄附金制度の拡充を

東日本大震災における、被災地商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき実施する復旧・復興事業に係る寄附金について、指定寄附金とされ、復旧・復興に大いに活用されたところである。しかし、被災地はいまだ復興の途上であり、事業再開や産業復興を加速させるため、再度、同様の指定寄附金が不可欠である。

また、今後の災害時においても、早期の地域経済社会の復旧・復興を担う商工会議所等への寄附金については、指定寄附金とすべきである。

平時においても、中小企業・小規模事業者の振興や地域の再生・活性化に取り組む商工会議所など、特別法に基づき設立された特に公益性の高い非営利法人については、地域における公益的な活動をさらに促進するため、特定公益増進法人以上の寄附金の制度とすべきである。

VI. 経済活動・国民生活に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人事業主の事業承継や事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置の実現を図ること。
- (3) 二世帯・三世帯同居促進に向けた住宅減税を図ること。

2. 法人税関係

- (1) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (2) 高校生・大学生等を対象にしたインターンシップにおいて、インターンおよび雇用期間に応じて、費用の一定割合の税額控除を認める措置を講じること。
- (3) 以下に掲げる平成 24 年度末で期限が切れる租税特別措置を延長すること。
 - ① 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置
 - ② 商工中金の事業税の課税標準の特例
 - ③ 保険会社等の異常危険準備金

3. 所得税・法人税共通関係

平成 10 年 4 月以降に取得した建物については、償却方法が定額法に限定されており、定率法も選択できるようにすること。

4. 地方税関係

- (1) 法人住民税均等割額の損金算入を認めること。
- (2) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。
- (3) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。
- (4) 地方税について、欠損金の繰戻還付制度の創設を検討すること。
- (5) 法人住民税の均等割課税標準となる資本金等の額について、欠損填補による無償減資を行った法人に対し、資本金等の金額から無償減資額を控除する措置を講じること。
- (6) 土壌汚染された土地に関する固定資産税等を減免する措置を講じること。

以上